

大阪大学アーカイブズ特定歴史公文書等利用等規程の一部改正(案)

現 行

(目的)

第1条 この規程は、公文書等の管理に関する法律(平成21年法律第66号。以下「法」という。)に基づき、大阪大学アーカイブズ(以下「アーカイブズ」という。)が保存する特定歴史公文書等の保存、利用及び廃棄について必要な事項を定めることを目的とする。

(略)

第31条 (略)

第32条 (略)

第33条 (略)

(略)

改 正(案)

(同左)

第1条 同左

(略)

第31条 (略)

(紛失等への対応)

第32条 アーカイブズは、特定歴史公文書等の紛失、誤廃棄又は目録の重大な誤りが明らかとなった場合は、その旨を直ちに内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 アーカイブズは、速やかに被害の拡大防止等のために必要な措置を講ずるとともに、その講じた措置及び目録に必要な修正について、内閣総理大臣に報告しなければならない。

3 アーカイブズは、前項の規定に基づき内閣総理大臣に報告した場合には、これを公表するものとする。

第33条 (略)

第34条 (略)

附 則

この改正は、令和 年 月 日から施行する。

(略)